

平成 27 年 10 月 2 日

各部局次課室長

市 長

平成 28 年度予算編成方針について（通知）

平成 28 年度予算について別紙のとおり予算編成方針を定めたので、桑名市予算の編成及び執行に関する規則第 6 条に基づき、必要な書類を作成のうえ、財政課長を
経て総務部長へ提出すること。

記

- | | | |
|--------------------|---------------|-----------|
| 1 一次分 | 入力期限 | 10月20日（火） |
| | 資料提出期限 | 10月22日（木） |
| 2 二次分 （特別会計を含む） | 入力期限 | 11月20日（金） |
| | 資料提出期限 | 11月24日（火） |
| 3 提出部数 | 予算編成要領を参照のこと。 | |

平成 28 年度 予算編成方針

1. 予算編成にあたって

1 市財政の現状

平成 26 年度決算における経常収支比率は、99.7%となり、前年度から1.9ポイントの悪化となった。平成 25 年度に続き 2 年連続して県下ワースト 1 位の数値であり、現状のままでは、平成 27 年度以降も更に悪化することが見込まれ、財政状況は剣ヶ峰に立たされた状況である。

歳入面では、今後も少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化などにより、地方税の大幅な増収が見込めない中、歳出面は、社会保障関係経費が今後も確実に増加することに加えて、合併以降に実施した各種大型事業のために発行した合併特例事業債を中心とする地方債の償還額が、毎年 1 億円以上増加している。更に、今後、土地開発公社の解散や桑名駅周辺整備事業に要する経費など、大型の歳出が見込まれており、非常に厳しい状況が続くこととなる。

2 課題

(1) 基金残高の確保

当初予算編成にあたっては、例年、歳出予算に対する歳入予算の不足額を財政調整基金から取り崩して調製しているが、その額は合併以降、毎年 10 億円を超えている。決算時点では、その他歳入の状況等に応じて当初予算額以下の取崩しとなっているものの、本市の財政規模で、当初予算時に 10 億円を超える繰入れを行わなければ予算が編成できない状況が常態化していることは、異常な事態であり、このような状況が続けば、財政調整基金が枯渇することは、数年先に見える現実である。

今後の大型事業への備えとしても、財政調整基金、減債基金などの確保は極めて重要な課題である。

(2) 財政調整基金が増加しない理由

財政調整基金は、平成 19 年度末に 9 億 7 千万円余となり、翌年度にガス事業の売却によって 41 億 8 千万円余まで持ち直した。以降、年度によって増減はしているが、平成 26 年度決算では、33 億 6 千万円余となった。

そもそも、本市の財政調整基金が減少していく原因は、決算剰余金いわゆる実質収支の 2 分の 1 は、地方財政法の規定に基づいて財政調整基金に積立てることになっているにもかかわらず、実質収支の見込額のほぼ全額、ここ数年間では 10 億円を、繰越金として翌年度の歳入予算として計上しており、実質収支の 2 分の 1 の積立てに際しては、年度中に補正予算を計上し、その財源は財政調整基金からの取り崩しにより確保していることにある。財政調整基金を積み立てる財源を、財政調整基金を取り崩して確保しているこの方式では、財政調整基金は永遠に増加することはなく、更に、通常の歳入不足額分の取り崩しも必要としていることから、年々、相当の額が減っていくのは当然である。

この編成方法は、合併以降の予算編成において取られており、歳出に対する歳入一般財源不足を補うためであるが、歳入の予算規模に見合っていない、相当な無理をした規模の歳出予算の編成を、継続してきたことに他ならない。この問題を解決しなければ、財政調整基金残高の適切な確保は難しい。

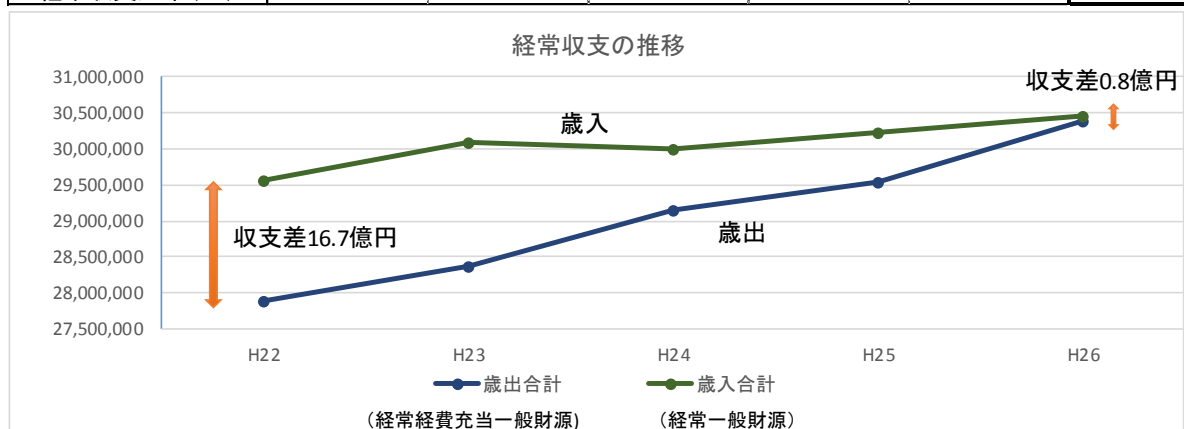
3 今後の見通し

平成 27 年度から普通交付税の特例措置である合併算定替の段階的縮減が始まっているが、平成 27 年度の影響額は約 1.3 億円の減少であった。この影響額は年々大きくなり、特例措置が終了する平成 32 年度には、約 13 億円の一般財源が減少すると見込まれる。また、平成 26 年度決算における経常収支比率は 99.7% となったが、国が示す財政事情調査の基準である 95% 以内にするためには、約 15 億円の経常的経費の圧縮が必要である。

今後、普通交付税の縮減分と経常収支比率の改善分を合わせ、約 28 億円もの経費を削減する必要がある状況で、予算を増額することは非現実的であるとともに、経常経費の大幅な削減という非常に厳しい予算編成が待ち構えている。この危機的な現実を自覚し、一刻も早く、財政構造の改革を実行しなければならない。

○ 経常収支比率の状況

| 区分 | (単位:千円) | | | | | 増減(億円) |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H26 - H22 |
| 人件費 | 8,477,002 | 8,170,283 | 7,953,674 | 7,825,825 | 8,255,797 | ▲ 2.2 |
| うち職員給 | 5,716,721 | 5,502,738 | 5,412,457 | 5,288,359 | 5,526,155 | ▲ 1.9 |
| 扶助費 | 2,472,355 | 2,478,335 | 2,658,530 | 2,788,464 | 2,855,277 | 3.8 |
| 公債費 | 4,528,352 | 4,832,786 | 5,074,007 | 5,232,677 | 5,403,488 | 8.8 |
| 小計(義務的経費) | 15,477,709 | 15,481,404 | 15,686,211 | 15,846,966 | 16,514,562 | 10.4 |
| 物件費 | 5,046,922 | 5,023,543 | 5,266,701 | 5,399,929 | 5,516,009 | 4.7 |
| 維持補修費 | 301,173 | 193,498 | 215,774 | 213,123 | 253,635 | ▲ 0.5 |
| 補助費等 | 4,658,733 | 5,178,257 | 5,355,092 | 5,342,326 | 5,183,388 | 5.2 |
| うち一部事務組合負担金 | 1,761,525 | 2,129,661 | 2,275,176 | 2,196,484 | 2,158,765 | 4.0 |
| 繰出金 | 2,416,668 | 2,489,189 | 2,635,098 | 2,736,557 | 2,914,380 | 5.0 |
| 歳出合計 | 27,901,205 | 28,365,891 | 29,158,876 | 29,538,901 | 30,381,974 | 24.8 |
| 歳入合計 | 29,572,630 | 30,100,811 | 30,004,833 | 30,217,932 | 30,463,208 | 8.9 |
| 収支差(歳入-歳出) | 1,671,425 | 1,734,920 | 845,957 | 679,031 | 81,234 | ▲ 15.9 |
| 経常収支比率(%) | 94.3 | 94.2 | 97.2 | 97.8 | 99.7 | 5.4 |



5年前に、約16.7億円あった収支差は、経常的経費の大幅な伸びが影響し、わずか0.8億円となった。今後も、歳出の増加が見込まれる中、歳入のうち普通交付税は、平成27年度から5年間かけて段階的に縮減し、平成32年度には約13億円の歳入一般財源が減少する見込みであり、経常的経費の根本的な見直しは避けて通れない。

2. 予算編成方針について

1 基本方針

平成 28 年度の当初予算は、今年度からスタートした総合計画に示す「7つのビジョン」に沿って、桑名市の将来像を実現するため、防災・防犯、医療・福祉の充実、子ども・子育て支援など、喫緊の課題に対応するための事業を着実に推進していくための、重要な予算である。

一方、今後見込まれる歳入一般財源の減少や歳出予算の増大による危機的な財政状況を自覚し、市全体が一丸となって「財政健全化」に取り組んでいく必要がある。

(1) 総合計画の着実な推進

「本物力こそ、桑名力。」の基本理念に基づき、7つのビジョンに沿って描く将来像の実現

(2) 持続可能な財政構造への改革

中期財政計画（27～31 年度）を厳格に遵守した予算編成による、計画的な財政経営の確立

2 編成方針

(1) 予算総額の上限（一般財源総額）

一般会計歳出予算の一般財源総額の上限額は、次のとおりとする。

一次予算 237.8 億円以内（前年度比±0%）

二次予算 93.4 億円以内（前年度比±0%）

なお、前述の「市財政の課題」のとおり、財政調整基金の確保のため、前年度繰越金の歳入予算額は、5 億円程度（前年度比 ▲5 億円）とする。

このため、歳出は、上限額以内であっても、相当額の減額査定を行う。

(2) 【一次予算】経常的経費

- ① 予算要求にあたっては、款別に配分する枠内で行うこと。
- ② ゼロベースで事業の見直しを図り、限られた配分枠内で要求すること。増額要因がある場合には、必ずどこかで減額調整を行うこと。
- ③ 配分枠内であっても、各経費は平成 26 年度決算額もしくは平成 27 年度決算見込額以内の要求を基本とすること。
- ④ 新規事業及び事業拡大は、原則認めないが、必要な場合は、必ず他の事業を廃止もしくは縮減する等調整を図ること。
- ⑤ 配分枠の達成ができない場合は、部課長での調整会議を行う。なお、部課単位で配分枠を達成している場合でも、一般会計歳出予算の総額が達成しない限りは、査定を行う。

(3) 【二次予算】政策的経費

- ① 予算要求にあたっては、政策経営課から通知する額の範囲内で行うこと。
なお、範囲内の要求であっても、予算の上限額に基づいて減額査定することがある。
- ② 新規事業は原則ないものとするが、必要な場合は、財源や費用対効果を十分に検討して判断するとともに、事業実施にあたっては終期の設定等必ず事業の検証を行うこと。
- ③ 国庫補助や地方債で財源が確保できている事業であっても、後年度への財政負担を考慮し、先送りする場合がある。

(4) 総合計画の推進

事業の目的や効果を検証し、優先度の高い事業へ、より一層の選択と集中を図り、限られた予算で最大の効果を得られるよう、予算配分の効率化を図ること。

(5) 自主財源確保

- ① 市税、使用料等の収納率の向上は、財源確保ばかりではなく、負担の公平性の観点からも重要であり、その向上に努めること。
- ② 市有財産の有効活用、インターネット公売の活用のほか、広告事業収入、自動販売機設置料などによる収入増など、公有財産の積極的な活用を図ること。
- ③ 他団体や民間での成功事例を研究し、意欲をもって創意工夫による新たな財源の発掘に取り組むこと。

(6) 賃借土地建物の取り扱い

昨年度から取り組んでいる賃借土地建物の取り扱いについては、引き続き契約解除へ向け調整を図ること。

なお、契約解除に当たって、原状復旧等に必要な費用については、補正予算もしくは当初予算(二次分)に計上し、早期に解除手続きを進めること。

(7) 臨時的任用職員の取り扱い

臨時的任用職員については、長期休職や育休等職員の代替として、または、時的もしくは臨時的に集中する事務を補うための任用以外は認めない。

また、現在、採用している臨時的任用職員についても、勤務状況を検証し、複数所属の事務の兼任や、短時間勤務への切り替えを進め、業務量に見合った任用とすること。